

新潟市都市計画審議会運営要綱

第1条 この要綱は、新潟市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき新潟市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第7条の規定に基づき、審議会に常務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について処理することができる。

- (1) 地域地区，促進区域，都市計画施設，市街地開発事業，及び地区計画等に関する都市計画の名称の変更
- (2) 都市計画法施行規則第13条に規定する都市計画の軽易な変更
- (3) その他前各号に準ずる軽易な事項で会長が認めるもの

3 常務委員長（以下「委員長」という。）は、委員会で処理されたものについて、審議会に報告するものとする。

第3条 会長又は委員長は、審議会又は委員会を招集するにあたり、少なくとも開会日の3日前までに議案を各委員に送付しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第4条 審議会及び委員会の議事録は、議長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとする。

第5条 議長は、議事の運営上必要がある場合には傍聴人を制限し、又は退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、会長の定める日（平成12年5月24日）から適用する。